

長久手市市民活動災害補償制度のご案内

長久手市では、市内に活動拠点を置き、地域社会の振興に寄与される市民団体のみなさんが、安心して活動を行えるように、長久手市市民活動災害補償制度を設けています。

これは、さまざまな市民活動の内容を補償した制度です。

補償制度の対象者

対象となる団体は、5人以上で構成され、かつ、主たる構成員が長久手市民である市民団体。



補償制度の利用方法

- 1 本制度の適用を受けるには、あらかじめ市に登録することが必要です。
- 2 団体名や代表者、活動内容などについて、所定の登録様式で届け出てください。
- 3 届出の窓口は、活動分野を所管する市役所担当課になります。
- 4 届出の窓口が不明の場合は、くらし文化部地域共生推進課にご相談ください。

《ご注意》

長久手市に登録された場合でも、団体のあらゆる活動が補償の対象となるものではありません。それぞれの団体が行う公共的・公益的な活動が対象となりますので、ご了承ください。

補償制度の内容

1 賠償補償

◆どんな補償なの？

市民団体、市民活動の主催者及び活動に従事する人が、市民活動に伴い、誤って第三者の身体や財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合に支払われる補償です。

◆対象者は？

長久手市、長久手市が出資した法人又はこれに準ずる団体、市民団体、市民活動の指導者及びスタッフ

事故の種類	支払い限度額
1 身体賠償事故	1 人につき 1 億円 1 事故につき 1 億円
2 財物賠償事故	1 事故につき 1 億円
3 保管物賠償（4月1日から1年間）	1 事故につき 1 0 0 万円

2 傷害補償

◆どんな補償なの？

市民活動中の「急激かつ偶然の外来な事故等」によって、けがをした場合に支払われる補償です。

◆対象者は？

市民活動の指導者及びスタッフ、参加者（観覧者、見物人、市民活動を実施している施設等を利用しているだけの者は、対象外です。）

事故の種類	補償金額
1 死亡補償	3 0 0 万円
2 後遺障害補償	上限 3 0 0 万円
3 入院補償	日額 3 千円
4 通院補償	日額 2 千円
5 特定疾病保障死亡見舞金	5 0 万円

補償の対象となる活動

◆どんな活動が対象となるの？

市民及び市内に拠点を置く市民団体が、無報酬（費用弁償を除く。）で行う公共的・公益的な活動が対象になります。

市民活動の区分	具体例
1 社会奉仕活動	清掃活動、美化活動、スポーツ競技の運営、災害復興支援、公共施設の管理、防災活動、交通安全活動
2 社会福祉活動	高齢者・障がい者慰安旅行の付き添い、無償の高齢者介護など
3 社会参加活動	自治会活動、地域の夏祭りの運営、スポーツ以外のレクリエーション活動
4 継続的かつ計画的な社会文化・教育活動	講演会、音楽会、絵画教室、演劇会など
5 継続的かつ計画的な社会体育活動	地域のスポーツチームの競技、練習、上記1～4の活動を目的とする団体の親睦を目的として行われるスポーツ、スポーツを伴うレクリエーション活動

◆ただし、下記の活動は対象となりません。

- 1 もっぱら親睦、自己の技能等の向上を目的とした（練習）活動
- 2 会員同士の慰労を目的とした活動
- 3 政治、宗教、営利を目的とした活動
- 4 市の補助金、交付金又は委託等を受けて同種の保険に加入している活動
- 5 スポーツ活動の競技を主な目的として組織された、次の組織が行うスポーツ活動は補償対象外とする。
 - (1) 体育協会、スポーツ少年団の加盟団体
 - (2) 学生・生徒により構成された体育部および競技部
 - (3) 官公署または企業の体育部および競技部
 - (4) 狩猟はいかなる場合でも補償対象外

補償の対象にならないもの

- ◆どんな災害、事故が対象にならないの？
故意によるもの、天災、酒酔い運転、心身喪失による事故など

1 賠償補償

- (1) 故意による損害
- (2) 洪水、地震等天災による損害
- (3) 同居の親族に対する賠償責任
- (4) 自動車の所有・使用・管理に起因する賠償責任 など

2 傷害補償

- (1) 故意、けんか、自殺行為、犯罪行為及び闘争行為による事故
- (2) 無資格運転、酒酔い運転による事故
- (3) 脳疾患、疾病、心神喪失による事故
- (4) ハングライダー等生命に危険を及ぼすスポーツによる事故 など

詳しくは市ホームページ

「長久手市市民活動災害補償制度」で検索

連絡先

長久手市役所
くらし文化部地域共生推進課 地域協働係
電話番号 0561-56-0602（ダイヤルイン）

市民活動団体の登録について

◆ 市民活動団体登録要件の事前のチェックポイント

- 1 公益活動を行っていますか。
※公益活動とは、「自主的かつ自発的に行う非営利の、不特定かつ多数者の利益の増進に寄与することを目的とした活動」をいいます。
- 2 対象となる団体は5人以上で、主たる構成員は長久手市民ですか。
- 3 市内を中心に活動していますか。
- 4 加入・脱退が自由な会則・規約がありますか。
- 5 営利、宗教、政治及び選挙の活動又は公序良俗に反する活動ではありませんか。



要件が整っていれば・・・

- ◆ 長久手市市民活動災害補償制度に関する市民団体登録申請書 の作成
- ◆ 添付書類の確認（会則、規約、構成員名簿など）

※会則又は規約に関するチェック事項

- ・ 施行年月日は、申請書の申請日以前であること
- ・ 会の名称があり、かつ、目的が明確であること
- ・ 入退会について自由が保障されていること
- ・ 会費等を徴収する場合は、その旨が記載されていること

※構成員名簿に関するチェック事項

- ・ 全構成員を一覧にしてください。
- ・ 住所は市町村名まで記入してください。
- ・ 下部団体がある場合は、すべての団体名が分かる一覧も添付してください。



書類が整ったら・・・

- ◆ 長久手市役所の担当課に申請書を提出（ご不明な場合は、たつせがある課に相談）
※記入漏れや添付書類がそろっているか確認して申請します。

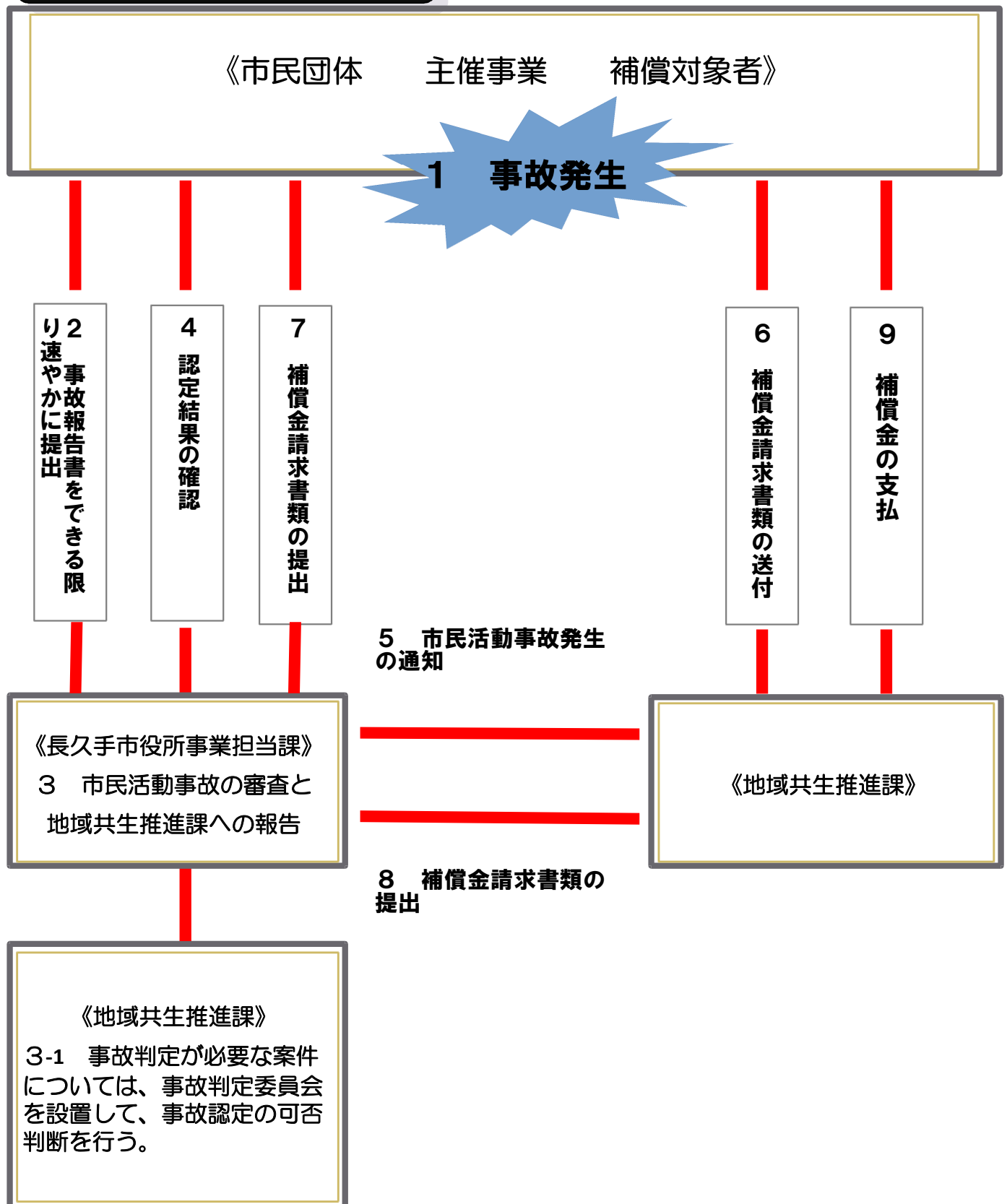


- ◆ 市（地域共生推進課）が申請書の内容を審査し、登録の可否を判断します。
※申請者には、登録の可否について市から通知します。



- ◆ 市民団体に登録され、補償制度が適用されます。
※申請書の提出から登録までおよそ3週間程度かかります。あらかじめご了承ください。

補償請求の流れ



※市民活動事故と市が認定しない場合でも、「4の手続」で市民団体（補償対象者）に対して、理由を添えて通知します。

※市民活動事故と認定した場合は、「5の手続」以降を進めます。